

# 「さあ、みんなで、考えよう」

## 「そっとおいても自然に差別はなくなる」 ～「解放令(賤称廃止令)」から考える「差別解消三法」の活かし方～

2016年に「差別解消三法」(部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が出されて、2021年は5年目を迎えます。今回は、まちづくりのなかで、この法律をどのように活かしていくのかを考えたいと思います。

今からさかのぼること150年前の1871年、明治の世の中になり、「解放令(賤称廃止令)」と呼ばれている太政官布告が出されました。

差別されてきた人々の身分を廃止し、これからは、  
身分も職業も平民と同じにする。

[1871年(明治4年)8月28日太政官布告61号] ※上記は現代文に直したもの

この太政官布告が出された背景を見てみたいと思います。江戸時代後半、ペリーの来航など、西  
欧諸外国が迫ってくる中、日本には近代化の必要がありました。幕藩体制に対する人々の不満も高ま  
っていました。このような世の中の動きなどにより、明治維新が occurred。明治政府は版籍奉還  
・廃藩置県・地租改正などの諸改革を行っていきました。

1869年(明治2年)の版籍奉還により、まずは武士の身分を廃止しました。江戸時代までの封  
建的身分も解体され、天皇一族は「皇族」、公家や大名などは「華族」、上級武士は「士族」、それ以外  
の人々は「平民」というように再編されていきました。江戸時代のこれ以外の「差別されてきた身分」  
にあった人々も、上記の1871年の太政官布告によって、「平民」とされました。しかし、それ  
はこれまで無税地とされていた「差別されてきた身分」の人々の所有地からも地租を徴収すること  
が主な目的であり、人びとを差別から解放することをめざしたのではなく、身分による差別をなく  
したり、差別を禁止する施策や取り組みは行われませんでした。

# 「何もせずに自然に差別はなくならなかった」歴史に学ぶ

150年前の「解放令(賤称廃止令)」では、言葉として「差別されてきた身分の廃止」が布告されましたが、それだけでは差別はなくなりませんでした。差別解消三法が出されましたが、だからといって何もせずに自然に差別がなくなるわけではありません。私たちは柘植地域まちづくりの中で主体的に「自分ごと」として差別をなくす取り組みと相談できる関係づくりを進めたいと思います。

## 柘植地域まちづくり協議会の人権・同和部会に参加しませんか？

柘植地域まちづくり協議会の人権・同和部会では、人権の視点に立って、まちづくりをすすめたいと思います。そして、安心して暮らせるあたたかい柘植をつくっていくために、「自分ごと」をキーワードに活動していきたいと思います。2年毎に部会員の登録を行います。3月で2年経過しましたので、4月からは新たなメンバーが加わるなかで人権・同和部会をすすめていきたいと思っています。

### 人権・同和部会の活動概要

○月1回、20:00～21:00の必ず1時間限定で開催！(第1週または第2週の木曜日か金曜日)

いがまち人権センターで行います。

○幅広い年齢層(本年30～60代)。アットホームな雰囲気での部会。聞いているだけでもOK！

○その月完結の内容が基本。欠席した翌月でも、不安なく参加できます！

○様々な人権課題や柘植地域の課題について学ぼう、考えよう、実行しよう！

→若い世代、保護者世代、女性の方等、様々な立場の方と一緒に思いを共有しましょう！

○地区懇や人権関連事業について、各区のアイデアや実践を交流し、ヒントを持ち帰ろう！

→来年度の各区の人権啓発推進委員(実行委員)の代表者は、ぜひ会員登録をお願いします

○住民への広報「さあ、みんなで、考えよう」の発行！

○人権啓発合同事業の計画(実行は人権啓発推進委員会[各区人権推進委員代表者])で！

・合同フィールドワーク(近隣と遠方の2回 参加は区民) ・人権啓発映画一斉上映会

◎参加してみようと思う方は、各区の区長に申し出るか、下記の柘植地区市民センターまで連絡してください。よろしくお願ひします。

柘植地域まちづくり協議会・事務局(柘植地区市民センター内)

電話：0595-45-8880

ファックス：0595-45-8883